

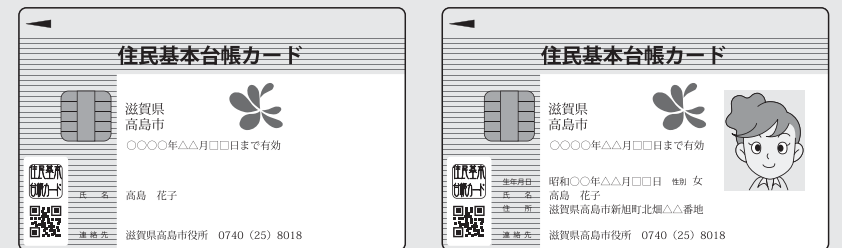
安心して使える身分証明書

「住基カード」をつくりませんか

このたび、住基カード（住民基本台帳カード）発行機器を導入し、4月1日から市役所本庁で即日交付ができるようになりました。また、写真付きカードを希望される方にはその場で写真撮影のサービスもさせていただきます。
住基カードは、住民票コードなどが記録されたカードのことで、セキュリティ度が高いICカードが使われ、記載される情報も必要最小限なので、身分証明書などに安心してお使いいただけます。
まだお持ちでない方は、この機会に住基カードをつくりませんか。

住基カードって、なに？

●カードは、顔写真なしAと、顔写真付きBの2種類があります。



A 氏名のみ記載
B 氏名、生年月日、性別、住所を記載

●顔写真付きBは、公的な身分証明書としてお使いいただけます。



- ・パスポートの新規発給のとき
- ・銀行口座等の新規開設のとき
- ・献血をするとき
- ・クレジットカード契約のとき
- ・戸籍の届け出のとき
- ・行政機関の個人情報開示請求のとき

●インターネットを利用した納税や国税の電子申告に利用できます。

※ただし、電子証明書の手続きとパソコン等の設備が必要になります。



住基カードの申請方法

受付窓口は、本庁市民課または各支所の窓口です。即日交付と後日交付の2つの方法があります。

即日交付ができる場合	後日交付になる場合
「①・②」両方の条件がそろっている場合 ①本庁市民課で申請した場合 ②本人確認できる書類が2点ある場合 （顔写真付きの証明1点と別に1点）	・各支所の窓口で申請をした場合 ・本庁市民課で申請をするが、顔写真付きの証明が無い場合

- 申請に必要なもの
1. 印鑑
 2. 手数料500円
 3. 顔写真（縦 4.5cm、横 3.5cm）
 4. 本人確認ができる書類
 〈顔写真付き証明〉運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳など
 〈顔写真なし証明〉健康保険証、年金手帳、年金証書など

詳しくは、お電話で問い合わせください。 市民課 ☎(25) 8018

かけがえのない命を守るために

自殺を防ぐ

平成10年以降、日本では毎年3万人以上の人が自殺で亡くなっています。滋賀県の平成22年の自殺者数は356人で、平成21年より30人増え、自殺者の増加数では全国最多です。高島市も例外ではありません。

【本当は生きていたい、死にたくない】

自殺は、いくつも悩みを抱え、それらを解決する唯一の方法が「死」であると思いついてしまうような状態のときに起きると言われています。『こころの視野狭窄』と表現する専門家もいます。「本当は生きていたい。死にたくない。」と書いていても、精神的にも肉体的にも疲れ切っていて、悩みを解決する適切な方法があることに気づきにくいのです。

【自殺は予防できる】

自殺へ傾く人は、周囲に何らかのサインを発しています。そのサインに気づいたら、家族でも近所の人でも、地域の人でも構いません。まずは相談窓口へ相談してください。相談窓口では関係機関と連携して、皆さんとともに対応します。

《自殺のサイン》

- ・飲酒量が増える
- ・食欲がない
- ・大切な写真や手紙を整理する
- ・体調不良が長期間続く
- ・家族や友人と話したくない
- ・大切な人との死別や離別、転職、転居などライフイベントがあった
- ・「死にたい」「消えたい」など自殺をほのめかす
- ・過去に自殺未遂をしている

【自殺を予防するために】

最も重要なことは、自殺問題は他人事ではなく、自分の身近なところで起こる可能性があるということを一人心で意識することです。そのうえで家族や友人などに変化がないか気遣うことができれば、予防することができます。

こころの悩みに困ったときの相談窓口

相談内容の秘密は厳守します。あなたは決して一人ではありません。

- ### ここらやからだの不調の相談
- 高島保健所 ☎(22) 2419
 - 精神保健福祉センター ☎077(567) 5010
 - 高島市役所
 - ・マキノ保健センター ☎(27) 1128
 - ・今津保健センター ☎(22) 5101
 - ・新旭保健センター ☎(25) 8110
 - ・安曇川保健センター ☎(32) 4413
 - ・高島保健センター ☎(36) 8008
 - ・朽木支所 ☎(38) 3111
 - ・健康推進課 ☎(25) 8078
 - ・障害福祉課 ☎(25) 8516

- ### こころの悩みの相談
- 滋賀いのちの電話 ☎077(553) 7387
受付時間：金曜日、土曜日 18時～22時、日曜日 14時～22時
 - こころの電話相談 ☎077(567) 5560
受付時間：月～金曜日 10時～12時、13時～21時
(土・日・祝日・年末年始を除く)
 - 多重債務（借金）に関する相談
○高島市生活相談課 ☎(25) 8125

健康推進課 ☎(25) 8078
障害福祉課 ☎(25) 8516